

消費者製品安全教育

－ 先生のためのガイド【小学校編】 －



Q1 消費者教育とは

2012年に制定された消費者教育推進法では、学校をはじめとして様々な場を通じて消費者教育をすることとしています。また、2020年からの新学習指導要領においても消費者教育の重要性があげられています。

とはいえ、先生方のなかには
「消費者教育と言われても何をしてよいのかわからない」
「家庭科でやればいいんじゃない」「自分には関係ない」
「ほかにやることが山ほどあるし」 という声があるのも事実です。

では、消費者教育とはどのようなものなのでしょうか。

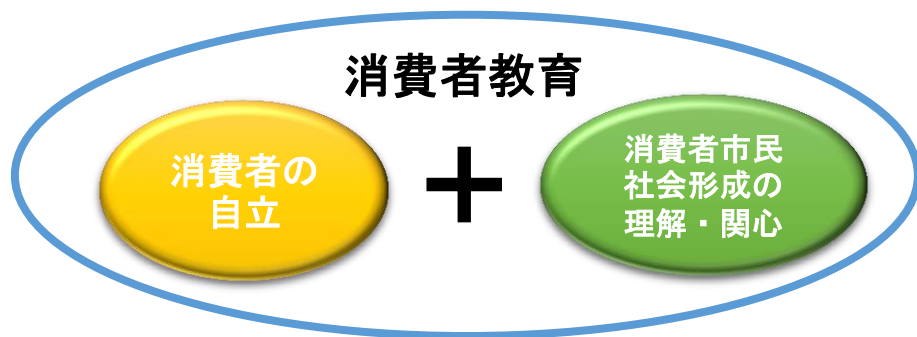
消費者教育推進法（第2条）での定義

『消費者教育』とは

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）

『消費者市民社会』とは

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。



消費者教育は、

「一人ひとりが消費者として自立するための教育」というだけでなく、消費者としての自分の行動が日本や世界の経済、環境などに影響を与えていることを理解し、現在・未来に向けて公正でかつ持続可能な社会の形成に関わることができるようにする教育です。

Q2 消費者教育はどのようなことをするのか

消費者教育の対象となる具体的な内容を
消費者教育の体系イメージマップで表しています。

消費者教育の体系イメージマップ

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			Ver.1.0
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に好奇心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての意識の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を認識し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生活を通じた生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し、自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費市民社会の構築に、様々な人々と協働して取り組む時期	周囲の支援を受けつつも、生活の重要な経験や知識を消費市民社会構築に活かす時期	
重点領域								
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかりや買ひ物に感謝を待とう	消費を促る物と金銭の流れるのを考えよう	消費者の行動が環境や経済にも影響を及ぼすことを考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会にも影響を及ぼすことを考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会にも影響を及ぼすことを考えよう	消費者の行動が環境、経済、社会にも影響を及ぼすことを考えよう	
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方を工夫しよう	消費生活が環境にも影響を及ぼすことを考え、環境に配慮した生活を築こう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを見直そう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを見直そう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて考えよう	
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費問題及び社会問題の解決や、公正な社会の形成に向けて考えよう	消費者問題及び社会問題の解決や、公正な社会の形成に向けて行動の場を築こう	消費者問題及び社会問題の解決や、公正な社会の形成に向けて行動の場を築こう	消費者問題及び社会問題の解決や、公正な社会の形成に向けて行動の場を築こう	
商品等の安全	商品安全の理解と危険回避する能力	ぐしゃぐしゃの食品や、ものごしの安全な使い方に気づこう	危険を認識し、物を安全に使う手を知り、使おう	危険を認識し、物を安全に使う手を知り、使おう	安全で危険の少ないぐしゃぐしゃと消費生活をする大切さを理解しよう	安全で危険の少ないぐしゃぐしゃと消費生活をする大切さを理解しよう	安全で危険の少ないぐしゃぐしゃと消費生活をする大切さを理解しよう	
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法則や制度、相談機関を利用しよう	トラブル解決の法則や制度、相談機関を利用しよう	トラブル解決の法則や制度、相談機関を利用しよう	トラブル解決の法則や制度、相談機関を利用しよう	
生活の管理と節約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やまじりをする	物の遊び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やまじりの大切さを考え、守ろう	商品やサービスを適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、より契約の仕方を見直そう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールを適切に活用しよう	契約の内容やルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えよう	消費に関する生活習慣の形成を促そう 買ひ物や貯蓄を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 必要を通じた生活経済の管理や貯蓄をしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 必要を通じた生活経済の管理や貯蓄をしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 必要を通じた生活経済の管理や貯蓄をしよう	
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用方法を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の活動を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係性を考えよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係性を考えよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係性を考えよう	
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを学ぼう	著作権や発注した情報への責任を学ぼう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報の「なぜ?どうして?」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	

消費者教育は多様な教育と関連しています。

消費者教育体系イメージマップでは、
幼児期から成人期までの各々の時期に
どのような内容を身に付けていくことが求められているのかを一覧できます。

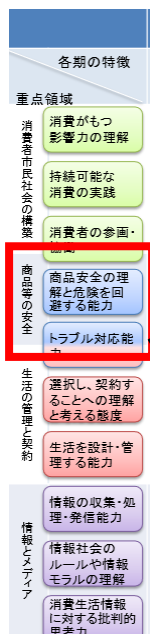


消費者庁
消費者教育
体系イメージマップ

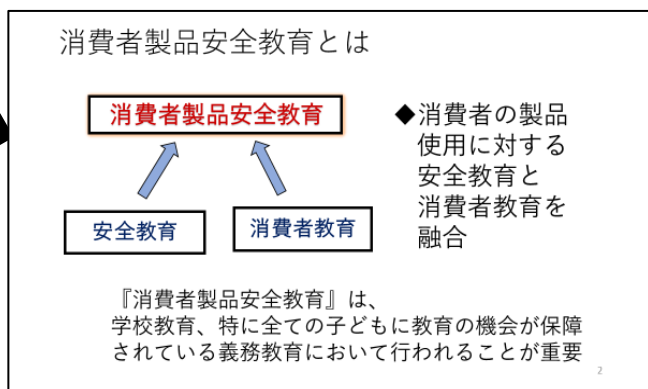
<https://www.kportal.caa.go.jp/search/pdf/imagemap.pdf>



Q3 消費者製品安全教育とは何か



消費者教育の体系イメージマップでは、重点領域として「消費者市民社会の構築」「商品等の安全」「生活の管理と契約」「情報とメディア」があります。消費者製品安全教育は、「商品等の安全」に深く関わっています。



消費者製品安全教育で育成したい資質・能力

安全に使用するための知識・技能

危険を判断し回避する力

未来社会を形成する力
(安全な社会・持続可能な社会)

消費者製品安全教育



日常生活で製品を使用中に消費者の身体や財産に被害が及ぶ事故が起きています。

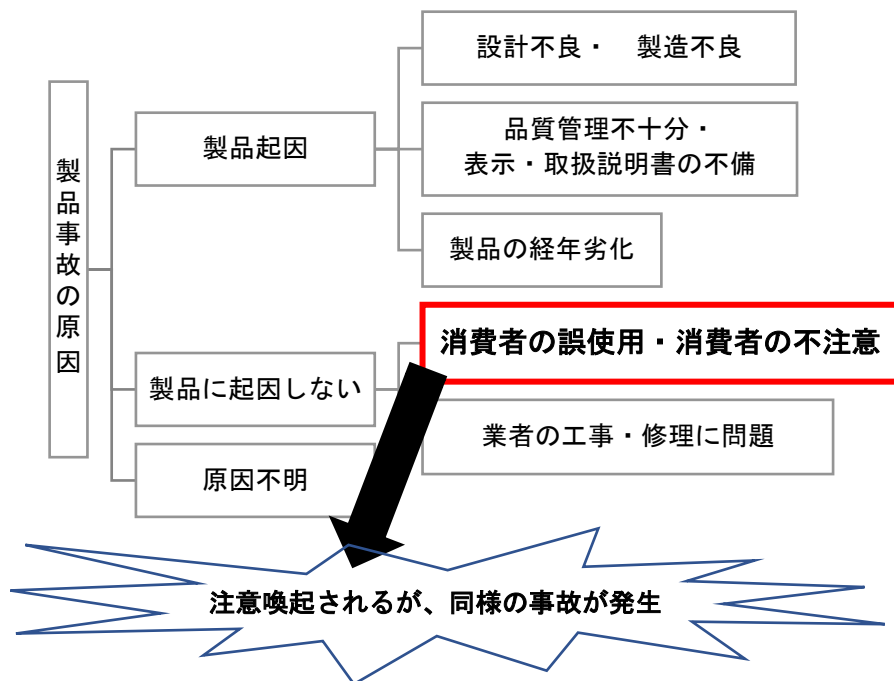
例えば、「ガスこんろで天ぷら調理中に火災が発生し、使用者が火傷し台所が焼損した」

これは火災ですが、消費者がガスこんろ使用中の事故でもあります。

この原因としては

ガスこんろが正常に動作しなかったなどの製品に起因するもののほか、消費者がその場を離れていたなど、消費者の誤使用や不注意によるものがあります。

Q4 なぜ消費者に製品安全の理解や危険を判断し回避する力が必要か



製品事故で多い製品は、家庭用電気製品・燃焼器具（ガス・石油製品）

- ◆ 知識・技能が習得されていない
- ◆ 危険を判断できないので回避できない

ここで必要な知識・技能とは

- 火災で多い原因は何か。
- 燃えるとは、どのような時に起きるのか。
- ガス器具を使用して換気が必要なのはなぜか。
- 電池を逆に入れるとどうなるのか。
- 電源コードが切れると電気の流れはどうなるのか。
- スプレー缶はなぜ破裂するのか。
- 製品を安全に使用しなくてはいけないのはなぜか。
- 製品から火が出たとき、どうすればいいのか。
- 新たな製品使用時に取扱説明書を読むこと。
- 製品を安全に使用できること。

など

Q 5 今なぜ、消費者製品安全教育なのか

21世紀になり、情報化社会はますます進化しています。生活で使用する製品もICT（情報通信技術）の進展によりAI搭載製品、IoT製品が販売されています。

このような状況でいちいち消費者が考えたり判断しなくても、製品本体が事故を制御するようになり、製品事故がなくなる時代が来るかもしれません。事故がなくなるのはいいことです。しかし、「絶対に大丈夫」はないのです。

使用するのは消費者です。自分が使用する製品のリスクは何かを知らないで、いざという時に自分の身を守れるでしょうか。

どんなに製品が進化しても、消費者が主体的に製品を使用することは重要です。そのためには、製品に関する安全教育と消費者教育が融合した消費者製品安全教育が必要なのです。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標12は「つくる責任 つかう責任」となっています。まさに今、消費者の製品を使う責任が問われています。

➤ SDGs 持続可能な開発目標（2030年までの国際目標）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



目標12：持続可能な消費と生産 のパターンを確保する

- どのような製品を使用するか
- いかにその製品を使用するか
- その製品は持続可能な開発で作られたものか
- いかに製品事故のない持続可能な社会にしていけるか

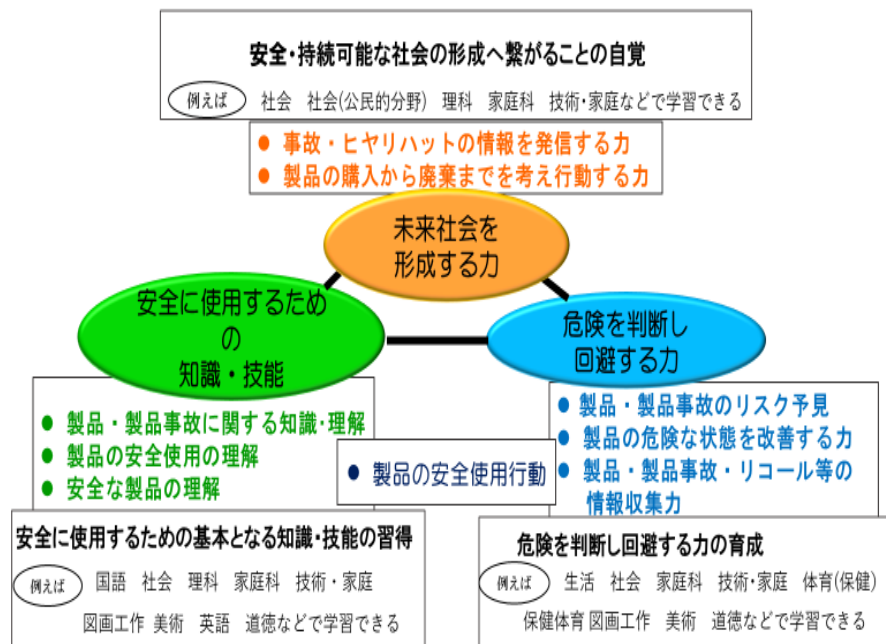
つかう責任

12 つくる責任
つかう責任



Q 6 学校教育で消費者製品安全教育はどう実践できるのか

消費者製品安全教育で育成したい資質・能力と教科



文部科学省は、学校教育において消費者教育に関係する内容を扱う教科として

家庭科、技術・家庭(家庭分野)、社会科(公民的分野)、道徳を挙げています。

しかし、消費者製品安全教育ではそれだけではなく、
燃焼、ガス、電流等の科学的知識を習得する 理科

制作等で道具(製品)を使用する 図画工作、美術、技術・家庭(技術分野)

取扱説明書の読解に関わる 国語

危険を判断し回避する力を育てる 保健体育

も関係教科と考えています。

学習指導要領の記述内容との関連

図画工作

製作道具の安全な
使い方と安全使用行動

家庭科・理科

実験及び実習道具の安全な
使い方と安全使用行動

体育 けが(火傷)
の手当

家庭科

調理器具・暖房器具・
電気製品の製品事故
と安全な使い方、
商品のマーク

理科

電気の通り道：感
電、トラッキング
電池の逆装填
燃焼の仕組み：出
火・着火の現象
人の体のづくり：
一酸化炭素中毒

社会

消防：火災の原因か
ら製品事故の理解
生活の変化：製品の
変遷から製品の安全
使用を考える
工業生産：安全な製
品製造

国語

使用する製品の取扱
説明書を読む

安全に使用する
ための知識・技能

体育(保健)

換気の必要性
周囲の危険に気
付く
周囲の環境を安
全に整える

道徳

安全を意識し製
品を使用するこ
と
製品の安全使用
が習慣となり自
分の生活を見直
すこと

危険を判断し
回避する力

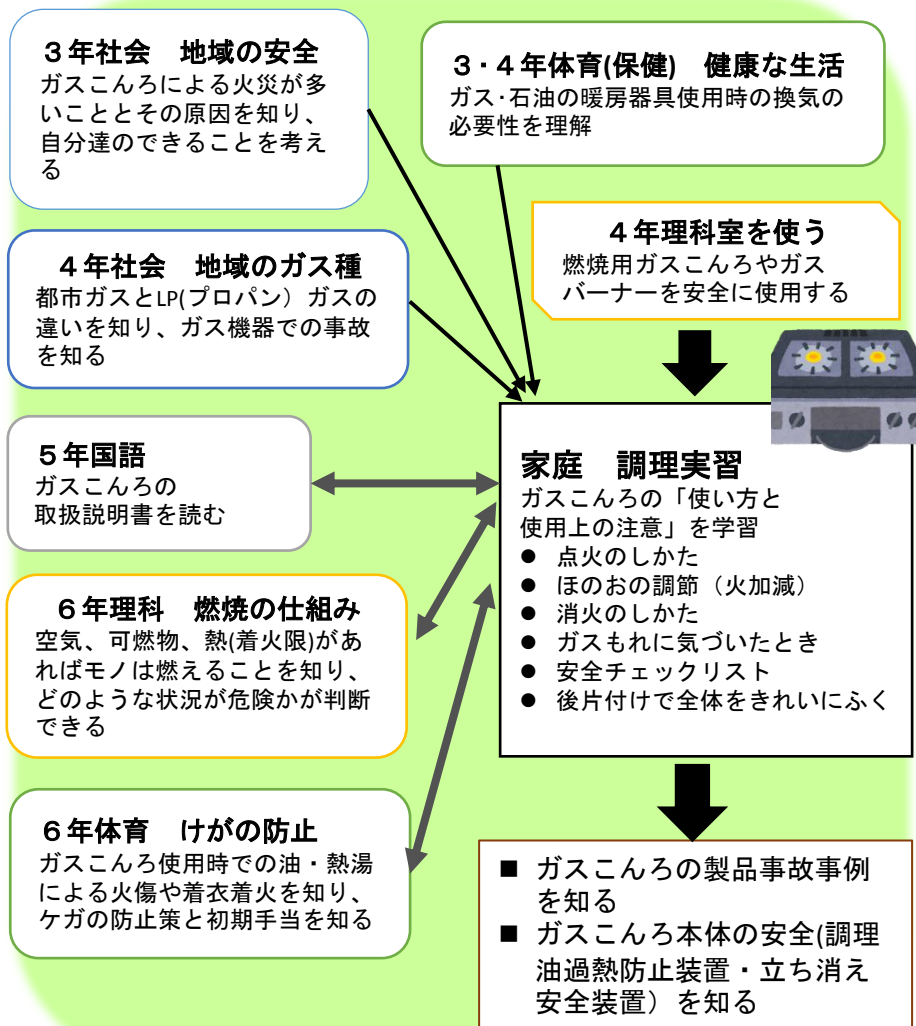
家庭科

調理器具・暖
房器具・電気
製品の購買意
思決定プロセ
ス
製品事故での
トラブル対応

未来社会（安全
な社会・持続可
能な社会）を
形成する力

Q7 具体的には

小学5・6年 家庭科（調理実習）に関連して



その他にも

- ◆ 授業で使用する教材等を作製するときには、まず一人ひとりに取扱説明書を読ませる。
- ◆ 製品を安全に使用することの重要性を考え行動できるようにする

授業の提案

製品を題材に

■授業内容

小学校3年 社会

製品を通して生活の移り変わりを理解し、生活の便利さが新たな問題を発生させていることを知る。製品使用時の自分たちの行動を見直し、環境にも配慮した安全な使用の重要性に気付く。

	生活の移り変わり
授業の流れ (1時間)	①今と昔の製品の違いを知る。 ②製品の変化にともない、生活がどのように変化したかを考える。 ③製品の変化は便利という利点だけではないことを知る。 ④製品を使う時に自分たちができることを考える。 ⑤グループで検討し発表しあう

【製品例】

- a かまど → ガスこんろ、電磁調理器
- b うちわ → 扇風機、エアコン
- c 電話機 → 携帯電話、スマートフォン

【資料】

- 電気使用量の推移
- 二酸化炭素CO₂の推移
- 情報漏洩の記事
- 製品事故の写真及び映像
- 火災の統計

■授業内容

小学校6年 体育（保健）

製品（暖房器具）を使用して起きる身の回りの生活の危険を知り、周囲の危険に気付く、適切な判断ができ行動する、使用環境を安全に整えることを理解する。

	暖房器具の安全な使い方
授業の流れ (1時間)	①自分の家で使用している暖房器具とその使用時の注意点を挙げる。 ②ガス・灯油と電気を利用する暖房器具の注意点の違いをまとめる。 ③暖房器具関連の事故を知る。 ④換気の必要性、加湿の必要性を一酸化炭素中毒、脱水症、インフルエンザ予防の視点から理解する。 ④製品を使用する時に自分たちができることを考える。 ⑤使用時のチェック表を作成する。

【暖房器具が関係した事故例】

- 一酸化炭素中毒
- 周囲の可燃物に着火して、火災（ストーブ・こたつ）
- 洗濯物が落下して洗濯物が燃える
- ストーブの前にスプレー缶を置いて、爆発
- 石油ストーブの給油時、消火しないまま灯油タンクを戻した際、フタが緩く灯油が漏れて引火

◆身近なスマートフォンを題材として

単なる情報モラル学習に終わらせることなく、契約、スマホ依存、スマートフォンの裏側（児童労働や紛争鉱物の問題）、そして製品事故などを総合的に扱うことが、深い学びとなります。この扱う内容すべてが消費者教育なのです。



赤字が
消費者製品安全教育

- 正しい情報の見分け方
- インターネット通販での購入（契約）
- スマホの裏側（児童労働 紛争鉱物）
- スマホのリサイクル

- スマホの製品事故とその原因
- バッテリーの製品事故とその原因

- スマホ依存が与える体と心の影響



- 国民生活に役立つ情報
- スマホのリサイクル（持続可能な社会）

- 情報モラル
- ネット上のコミュニケーション
- スマホを安全に使用する意義

写真：公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本、朝日新聞デジタルより

授業で活用できる製品安全に関わる情報源

- ① 消費者庁ホームページ 「生命・身体に関わる危険」
<https://www.caa.go.jp/notice/caution/life/>
- ② 国民生活センターホームページ 「商品テスト等」
<http://www.kokusen.go.jp/topics/test.html>
- ③ (独)製品評価技術基盤機構ホームページ
「製品安全」
注意喚起動画（再現実験映像等）・ポスター
<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/index.html>
- ④ 一般財団法人 家電製品協会
家電製品を安全にお使いいただくために
<https://www.aeha.or.jp/safety/use/>
- ⑤ 一般社団法人 日本ガス石油機器工業会
ガス機器・石油機器の安全な使い方
http://www.jgka.or.jp/gasusekiyu_riyou/anken/index.html



消費者製品安全教育のこれから

消費者製品安全教育は消費者のための安全教育、つまり広義の消費者教育です。

本ガイドでは、消費者製品安全教育が小学校の各教科等でどのように行なえるかということを示しています。

先生方の普段の授業に「ある視点」を加えれば、消費者製品安全教育になることに気付いていただけたでしょうか。

消費者製品安全教育では、製品を安全に使用するための知識・技能、危険を判断し回避する力、さらに安全かつ持続可能な未来社会を形成する力の育成をめざしています。

この消費者製品安全教育で獲得した資質・能力は、消費者としてだけでなく、将来、製品を造る、販売する立場になった時にも生かされてくるはずです。

世界は今、SDGs(持続可能な開発目標)のもと持続可能な社会の実現を目指しています。その中の目標12:「つくる責任、使う責任」につながる消費者製品安全教育は、今後ますます重要になります。

2019年11月

大阪教育大学 家政教育講座

石川 智子 大本 久美子

本ガイドは

http://kasei.cc.osaka-kyoiku.ac.jp/ohmoto/teaching_material/

からもダウンロードできます。

